国土交通省

平成25年度管理業務主任者試験の実施について

マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則（平成13年国土交通省令第110号）第67条において準用する同規則第５条の規定に基づき、管理業務主任者試験の実施について次のとおり公告する。

平成25年６月14日

国土交通大臣　太田　昭宏

１．試験期日　平成25年12月１日（日）午後１時から午後３時まで。

２．試験地　北海道、宮城県、東京都、愛知県、大阪府、広島県、福岡県、沖縄県

３．試験実施機関　一般社団法人マンション管理業協会　〒105―0001　東京都港区虎ノ門１―13―３（虎ノ門東洋共同ビル２Ｆ）　電話番号03―3500―2720

４．出題の根拠となる法令等の範囲　出題の根拠となる法令等は、平成25年４月１日現在で施行されているものによることとする。

５．受験申込手続

①　受験申込案内書　平成25年８月１日（木）から平成25年10月１日（火）まで、一般社団法人マンション管理業協会の本部・支部、国土交通省（各地方整備局等を含む）、都道府県及び政令指定都市等において配布する。

②　受付期間　平成25年９月２日（月）から平成25年10月１日（火）まで。（当日消印有効）

③　受験申込方法　受験申込案内書に同封されている受験申込書等を②の受付期間内に案内書に記載された宛先に郵送すること。

６．受験手数料　8,900円

７．合格者発表等　平成26年１月17日（金）に一般社団法人マンション管理業協会から試験の全受験者あてに合否通知を送付するとともに、合格者については合格証書及び合格証明書を併せて送付するほか、官報で公告する。

また、一般社団法人マンション管理業協会インターネットホームページ上において、合格者の受験番号を掲載する。併せて同ホームページ上に合格基準点及び正解を掲載する。

公　告

諸　事　項

工場財団

埼玉県川越市芳野台一丁目103番地７**株式会社高速**の工場財団に埼玉県川越市芳野台一丁目103番地７株式会社高速工場の機械、器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成25年６月14日

さいたま地方法務局川越支局

公　示　送　達

送達を受けるべき者		送達する書類	
住所	氏名	事件の表示	書類名
北海道札幌市中央区宮の森３条４丁目６―10	間山　明生	特願2007―229255	手続却下の処分
宮城県仙台市青葉区国見６丁目17―11　コーポ雷103号	松木　義則	特願2008―145112	拒絶査定の謄本
東京都墨田区立花２―７―12	田澤　吉美	特願2009―529960	〃
東京都北区滝野川４の18の１　フラット摩耶101号	北村　修一	特願2012―289344	補正指令書
大阪府大阪市平野区喜連西３丁目１―22　コーシャハイツ中野612号	松永　雅雄	実願2012―6782	通知書
神奈川県横浜市南区高根町２丁目13番地２　朝日大通り公園マンション607	細川　敬一	商願2012―1996	拒絶査定の謄本
栃木県大田原市本町１丁目2701番地11　サイトーバルコニー506号	林　アキエ	商願2012―4924	〃
東京都港区南青山１―20―２	株式会社ドリームワード	商願2012―51951	拒絶理由通知書
〃	〃	商願2012―51952	〃
アメリカ合衆国　イリノイ州　61277　プロフェツツタウン　ロ―カスト　ストリ―ト　320番	ペンバーシー　インコーポレーテッド	取消2012―300317	審決書謄本
ルクセンブルク国、エル2449　レ　フォルム　ロイヤル、ブルーバード　ロイヤル、25／エイ	モダ　ブランド　ホールディング　ソシエテ　アノニム	取消2013―300122	審判請求書副本

上記の書類は、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

平成25年６月14日

特許庁長官

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成25年６月14日

中部地方整備局長　梅山　和成

１　処分をした年月日　平成25年５月22日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　矢野建設株式会社　矢野　雄嗣　愛知県名古屋市港区十一屋三丁目63番地　国土交通大臣許可（特―20）第20106号

３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（造園工事業に関する特定建設業の許可）

４　処分の原因となった事実　平成25年２月13日付けで建設業法第17条において準用する同法第12条の規定により一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

公示送達

行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第42条第２項ただし書及び第３項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成25年６月14日

国土交通大臣　太田　昭宏

１　送達を受けるべき者の住所及び氏名

審査請求書記載の住所

神奈川県横浜市鶴見区馬場一丁目４番２号

審査請求人　株式会社メトロボックスエンジニアリング　代表取締役　佐藤　正人

２　公示事項

審査請求人が平成24年10月１日付けで提起した審査請求について、平成25年４月４日付けで裁決をしたが、審査請求人に裁決書の謄本を送付できない。よって、当該裁決書の謄本は、当審査庁（国土交通省水管理・国土保全局水政課）において保管し、いつでもこれを交付するので、審査請求人は当審査庁に連絡の上、受領されたい。

相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。

平成２５年（家）第５３０号

愛知県西春日井郡豊山町豊場新栄203番地

申立人　稲山　俊哉

本籍三重県津市大里川北町577番地24、最後の住所本籍に同じ、死亡の場所三重県津市、死亡年月日平成23年11月22日頃、出生の場所三重県鈴鹿市、出生年月日昭和48年12月24日、職業無職

被相続人　亡　稲山　大輔

事務所三重県津市羽所町700番地　アスト津８階　ふりはた綜合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　三浦　敏秀

津家庭裁判所

平成２５年（家）第７０２５７号

大阪府吹田市原町３丁目26番１　ダイアパレス吹田ウインドヒル205号

申立人　伊藤　秀夫　外１名

本籍大阪府池田市神田２丁目21番、最後の住所大阪府摂津市千里丘４丁目４番21号、死亡の場所大阪府摂津市、死亡年月日平成22年９月13日、出生の場所三重県志摩郡名田村、出生年月日昭和22年12月８日、職業不詳

被相続人　亡　中川　秀和

事務所大阪市北区西天満１―２―５　大阪ＪＡビル12階

相続財産管理人　弁護士　本間　拓洋

大阪家庭裁判所